

# 市県民税の申告はオンラインか郵送で!



▲詳細は  
コチラから

申告期限は

3月16日(月)

## 申告会場について

- 混雑緩和のため、オンライン・郵送での申告書の提出にご協力ください。申告会場へ来場される場合は、あらかじめ申告書の記入をお願いします。
- 申告会場によっては、整理券の配布による入場制限を予定しています。一日の最大受け付け予定数を超えた場合、翌日以降の来場をお願いする可能性があります。
- 申告会場の状況に応じて、早めに受け付けを終了する場合があります。
- 開館前の順番待ちはご遠慮ください。

## 市県民税の申告受付日程

申告区	申告会場	期間(土・日曜日、祝日は除く)	時間など
門司区	門司体育館	2月17日(火)	10~16時
	松ヶ江南市民センター	2月18日(水)	10~14時
	門司区役所	2月19日(木)~3月16日(月)	9~17時 (木曜日は18時45分まで)
小倉北区	小倉北区役所	2月16日(月)~3月16日(月)	
小倉南区	曾根出張所	2月16日(月)・17日(火)	2月16日:9~16時 2月17日:9~15時
	両谷市民センター	2月19日(木)・20日(金)	2月19日:9~16時 2月20日:9~15時
	小倉南区役所	2月24日(火)~3月16日(月)	9~17時 (木曜日は18時45分まで)
若松区	島郷出張所	2月16日(月)~19日(木)	2月16日:13~16時 2月17日・18日:9~16時 2月19日:9~12時
	若松区役所	2月24日(火)~3月13日(金) (※1)	9~16時
八幡東区	八幡東区役所	2月16日(月)~3月13日(金) (※1)	
八幡西区	大原市民センター	2月17日(火)	9~16時(開館8時) 整理券配布 8~15時30分
	折尾まちづくり記念館 (※2)	2月19日(木)・20日(金)	9時30分~16時(開館9時) 整理券配布 9~15時30分 (駐車場はありません)
	池田市民センター	2月25日(水)・26日(木)	9~16時(開館8時) 整理券配布 8~15時30分
	八幡西区役所 (コムシティ6階会場)	3月2日(月)~13日(金) (※1)	9~16時 整理券配布 8時30分~15時30分
戸畠区	戸畠区役所	2月16日(月)~3月13日(金) (※1)	9~16時

※1: 3月16日(月)は若松・八幡東・八幡西・戸畠区役所の税務課・市民税課窓口で申告を受け付けます。

※2: 混雑時は会場外でお待ちいただく場合があります(特に初日は混雑します)。

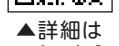
## 市県民税についての問い合わせ(直通)

各区役所内の  
市税事務所税課課  
(※は市民税課)へ

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| ●門司区      | ●若松区      | ●戸畠区      |
| ☎331-0511 | ☎761-4182 | ☎881-2687 |
| ●小倉北区(※)  | ●八幡東区     |           |
| ☎582-3360 | ☎681-5851 |           |
| ●小倉南区     | ●八幡西区(※)  |           |
| ☎951-1023 | ☎642-1458 |           |

## オンラインで市県民税の申告ができます

マイナンバーカードに対応しているスマートフォンなどを利用して、オンライン申告ができます。利用には、マイナンバーカードと電子証明書のパスワード(2種類)が必要です。



▲詳細は  
コチラから

## 自宅で市県民税申告書を作成できます

市のホームページから市県民税申告書の作成や市県民税額の試算ができます。



▲詳細は  
コチラから

## 市県民税の申告

市県民税の申告は、オンラインか郵送でお願いします。  
窓口の申告も可能です。会場と受付日程は左表のとおりです。

令和8年1月1日現在、市内に住所があり、  
令和7年中に所得があつた人

申告書  
マイナンバーカードまたはマ  
イナンバーを確認できる書  
類と運転免許証やパスポー  
トなどの本人確認書類(郵送  
の場合は写し)

申告が不要な人は次のとおり

●令和7年分の「所得税」の確定申告をする人  
●令和7年中の所得が給与所得だけで、勤務先から北九州市に給与支払報告書が提出されている人(不明の場合  
は勤務先へ問を)

●令和7年中の所得が公的年金等だけ  
で源泉徴収票に記載されている控除  
額控除などを受けようとする人  
下で「所得税」の確定申告が不要な人  
●令和7年中の公的年金等の収入金額が  
400万円以下で、同年中に公的年金  
等以外の所得があり、それが20万円以  
下で「所得税」の確定申告が不要な人  
●雑損控除、医療費控除および寄附金税

●所得を証明できる書類や帳  
簿等(源泉徴収票や給与支  
払証明書など)  
●生命保険料などの控除証明書、医療費控  
除の明細書、国民健康保険・介護保険な  
ど支払証明書など  
●障害者手帳、障害者控除対象者認定書な  
ど郵送の場合は写し)



## 市県民税の申告が必要な人

## 申告に必要なもの

申告書に必要事項を記入し、必要な各種収入や控除の証明書など(上記参照)を同封して、住所地の区役所にある市税事務所市民税課が税務課へ郵送してください。控除の適用ができます

申告書の同封がない場合は、控除の適用ができないことがあります。  
月15日ごろまでに市県民税の申告書を送付します。申告が必要な人で、申告書が届かない場合は、市税事務所市民税課へ問を。

申告は郵送か  
オンラインで!



## 郵送での申告

問 財政・変革局課税第一課 ☎582-2033

★ネット申し込み(ネット)はコチラから▶



★市のホームページはコチラから▶



★基本事項の記入方法は11ページを参照

★時間は24時間表記